

令和8年度小学校入学予定 新1年生の保護者の皆様へ

角田市教育委員会教育総務課

入学準備費の入学前支給のご案内

角田市では、経済的にお困りの保護者の方に、学校で必要となる費用の一部を援助する就学援助事業を行っています。「入学準備費」は就学援助の支給費目のひとつで、令和8年度に小学校に入学されるお子さんの保護者の方に、入学前に支給するものです。

支給の対象となる方

次の要件の全てに該当する方

① 令和8年1月1日現在、角田市に住所を有し、角田市立小・中学校（又は市外の国・公立小・中学校）へ入学予定のお子さんがいらっしゃる保護者の方

※東日本大震災により被災した方で、角田市外に住所を有し、角田市の小・中学校に入学を予定するお子さんの保護者の方を含みます。

② 「令和7年度就学援助認定基準」で「準要保護」の基準に該当する方*

※認定となる世帯の収入額の目安として、別紙「入学準備費支給認定標準額」をご覧ください。ただし世帯の年齢構成、その他所得状況等により目安金額以下の場合でも、審査の結果、認定とならないことがあります。また、令和6年分の収入をもとに計算しますので、税の申告がお済みでない等で所得不明な場合は審査を行うことができません。

申請方法・申請期限

○申請方法：「令和7年度入学準備費受給申請書」及び添付書類を

角田市教育委員会教育総務課（市役所 東庁舎4階）まで提出

○申請期限：令和8年1月14日（水）

※入学予定の小学校にはご提出いただけませんので、ご注意ください。

※郵送の場合は、封筒表面に「入学準備費申請書在中」とご記入のうえお送りください。

支給額・支給日・支給方法

審査結果は、認否にかかわらず申請者全員に郵送にて通知します。

○支 給 額：57,060円（定額）

○支 給 予 定：令和8年2月下旬

○支 給 方 法：保護者口座へ振込

注意事項

○今回の入学準備費の支給を受けた場合でも「令和8年度就学援助費」の受給を希望される場合は、別途申請が必要となります。今後ご案内します。

○今回の入学準備費の支給を受けた場合は、「令和8年度就学援助費」のうち「新入学児童生徒学用品費」は対象となりませんが、支給額の改訂があった場合、「令和8年度就学援助費」の認定者に限り、差額支給をいたします。

○今回の入学準備費受給後、令和8年3月31日までに角田市外へ転出する場合は、支給額を全額返金していただきます。なお、令和8年4月1日以降に角田市外へ転出する場合は、支給額の返金は不要ですが、入学準備費の入学前支給を行った旨を転出先の自治体に通知いたします。

申請書類等

○提出書類

①「令和7年度入学準備費受給申請書」

- ・同封の「記載例」に沿ってご記入願います。
 - ・個人番号記入欄は、同世帯にお住まいの方全員の個人番号を記入してください。
- ※ただし、「今年度の就学援助費申請の際、すでに提出している方」で「番号に変更がない方」は個人番号の記入を省略していただいてかまいません。
- ・東日本大震災で被災された方※は、「Ⅱ援助を受けたい理由」の欄にその旨を詳しくご記入いただき、「罹災証明書」または「被災証明書」の写しを添付してください。

※以下のいずれかに該当する方となります。

- A. 東日本大震災に伴い、住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- B. 東日本大震災に伴い、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明である方
- C. 東日本大震災に伴い、主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した方
- D. 東日本大震災に伴い、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- E. 東日本大震災に伴い、福島第一原発の事故に伴い、政府の避難指示、屋内退避指示の対象となっている方

○添付書類

①申請者の個人番号確認書類（通知カード等）の写し

以下のいずれかを添付してください。

※「今年度就学援助費申請の際、すでに提出している方」で「番号に変更がない方」は添付省略でかまいません。

- ・個人番号カードの写し（両面）
- ・個人番号通知カードの写し または 個人番号が記載された住民票の写し + 運転免許証等身分証のコピー

例)



個人番号カード（両面）

個人番号通知カード

運転免許証

<以下、該当する方のみ>

②障害者手帳または特別児童扶養手当証書の写し（氏名、障害程度の記載があるページの写し）

世帯員の中で受けている方がいる場合はつけてください。

- ・身体障害者障害程度等級表で1～3級
- ・国民年金法施行令1～2級
- ・特別児童扶養手当の受給者（施設入所者除く。）

③令和7年度住民税（非）課税証明書（令和6年分の収入がわかるもの）

世帯員の中で、令和7年1月1日時点で角田市に住民登録のない方（転入や単身赴任等）がいる場合はつけてください（収入額、各種所得、扶養人数、各種控除金額等が記載されているもの）。

④東日本大震災で被災された方の「罹災証明書」または「被災証明書」の写し

震災により就学援助を希望される方は、つけてください。ただし、過去の申請すでに提出している方は不要です。

■お問合せ先

角田市教育委員会教育総務課 〒981-1592 角田市角田字大坊41番地

TEL:0224-63-0130 Fax:0224-63-4884 E-Mail:kyou@city.kakuda.lg.jp